

株主総会におけるオンラインの 更なる活用についての提言概要

2020年10月13日

一般社団法人 日本経済団体連合会

提言の背景

- 株主総会プロセスに関しては、近年電子化が進められてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化のニーズがさらに加速している。

⇒ 経団連のアンケート（※）では、株主総会のライブ配信を実施した企業が27%あり、事前に募集した質問のうち主要なものに対する回答の模様を配信するなど、感染予防と株主への丁寧な対応の両立を目指す姿勢が見られた。

※ 本年6月の定時株主総会に関して経団連が経済法規委員会企画部会委員等に行ったアンケート（対象44社、集計した2020年7月20日時点で34社が回答、回答率77%）

- 本年の成長戦略フォローアップでは、「バーチャルオンリー型株主総会を含む株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方」に関して、年度内に一定の結論を得るとされた。

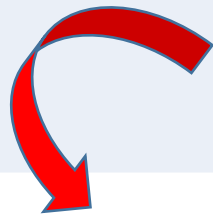


新型コロナウイルス感染症に対応しつつ株主との建設的な対話やデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進する観点から、来年の株主総会への対応を中心に、今後の株主総会におけるオンラインの更なる活用に向け提言。

提言の対象

(前注) リアル株主総会・・・出席株主や役員が、全員物理的な会場において出席する株主総会
 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会・・・リアル株主総会に加え、株主総会のライブ配信を行う。
 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会・・・株主が物理的な会場での出席とオンラインでの出席を選択できる株主総会。オンライン出席株主も議決権の行使などを行える。
 バーチャルオンリー型株主総会・・・出席株主や役員が全員オンラインで出席する株主総会。現行法では難しいとの解釈が有力。

	リアル株主総会	ハイブリッド参加型バーチャル株主総会	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会	バーチャルオンリー型株主総会
リアル	実務の蓄積あり	リアル株主総会の実務と同じ	オンライン出席が可能 なことにより、リアル の縮小等ができないか。	—
オンライン	—	経産省ガイド（※）で一定の指針が示されているが、より活用するためにどのような方策があるか。 ※ 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日）		どのような点が問題となるか。それに対して経団連はどのように考えるか。



① この部分に関して提言



また、株主総会プロセスの電子化という観点で共通している、

② 本年の時限的措置として認められた、株主総会資料としての
単体計算書類などのWEB開示によるみなし提供の拡充の恒久化も併せて求める。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の活用①

ガイドなどで、以下の内容の政府見解が早期に明らかにされるべき。

ハイブリッド参加型・出席型に共通の明らかにされるべき事項

- 映像通信なしの音声通信のみによる開催が認められること。
- 通信回線安定の観点から、会社は、オンラインでの株主の参加枠（人数）を合理的な範囲に制限できること。
- 役員が株主総会にオンラインで出席する場合、役員としての説明義務を果たせる態様である限り、総会に法的に出席しているといえること。総会における議事進行等を支障なく行える仕組みが整備されている限り、議長のオンライン出席も認められること。
- コロナ対策に関する会社と個人株主等との間の各種連絡（例えば、入場の事前登録行為など）について、インターネットの手段によることが認められること。
- リアル出席株主のプライバシー権や肖像権保護等の観点から、会社はオンラインの株主に対し、総会の録音・録画・転載を禁止できること。

ハイブリッド型バーチャル株主総会の活用②

ハイブリッド出席型バーチャ株主総会に関しては、通信障害などによる株主総会決議取消の訴えのリスクへの懸念があるため、株主総会の法的瑕疵を可能な限り回避するよう、特に以下のことが、早期にガイドなどで政府見解として明らかにされるべき。

ハイブリッド出席型に特有の明らかにされるべき事項

- 仮に通信障害が発生した場合でも、企業としての合理的判断を経て採用された信頼性の高いシステムであれば、十分であること。
- 第三者によるなりすましの危険性についても、会社側が本人確認の合理的な方策をとっていけば、十分であること。
- ハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行する株主の割合から合理的に導かれるリアル出席株主数が収容可能な会場を用意していれば、十分であること。
- オンライン出席株主から質問フォームにて投稿された質問事項も含め、その取り上げ方（質問者の指名）は、恣意的な運用とならない範囲で議長の合理的議事進行に委ねられること。

バーチャルオンリー型株主総会に関して必要な整理

■バーチャルオンリー型株主総会の有用性・許容性

- ✓ 諸外国ではすでに実現しており、DXの観点からも、国際的なイコール・フットイングを図ることができる。
- ✓ リアル出席とオンライン出席の垣根をなくし、一律オンライン出席にて合理的範囲で可能な限り同じ権限を行使できるのは株主平等の考え方に親和的であり、幅広い株主との対話の促進につながる。
- ✓ 会場関係費用の大幅な削減が図れる。また、株主総会の運営スタッフの労働時間・労力の削減にもつながる。
- ✓ 人と人との接触を完全に断つことができ、将来より強力な感染症が発生した際の感染防止策となる。
- ✓ 通信技術の進歩により、合理的な範囲で双方向性・即時性を持った完全オンライン開催も可能となり得る。

そこで

来年6月の株主総会に向け、ハイブリッド型バーチャル株主総会の延長として、まずは特例法等による対応によりバーチャルオンリー型を選択的に開催可能とするための措置を検討することが考えられる。

また

爾後の株主総会につき、会社法改正によるさらなる手当を行う場合には、会議体としての株主総会の在り方（決議事項の見直し、株主提案権の要件、説明義務や動議権の在り方など）に関しても併せて検討を行う必要がある。

なお

仮にバーチャルオンリー型株主総会が実現するとすれば、以下の①～③について対処することで円滑な実施がなされることが必要。

① 株主総会への出席と事前の議決権行使の効力の関係

ハイブリッド出席型と同じ整理にすべき。

※ 経産省ガイドでは、ハイブリッド出席型に関し、当日総会で議決権を行使した時点で、事前の議決権行使の効力が破棄されるとしている。

② 質問・動議の取扱い

- 多数の株主により、オンラインで大量の発言がなされ、建設的な発言の集約が困難になる可能性があるため、一定の制約や工夫はあってしかるべきであり、動議に関しては、認めること自体の是非も検討すべき。
- その上で、具体的な対応は実務の合理的運用に委ねられるべき。

③ 通信障害があった場合の効果

信頼性のあるシステムの利用を前提に、政府において一定の目安が示されるべき。その際、会社側が通信途絶に十分な対策を取っていた場合には、株主側の環境が原因で通信障害が発生した場合は勿論、会社・株主双方に帰責性がない通信障害が生じた場合にも、決議取消事由には当たらないとすべき。